令和８年（フ）第１９２１号
愛知県あま市上萱津八剱１番地２　ハイツジュネス102号
債務者　星野　萌加
１　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３６号
新潟県見附市今町３丁目３番10号
債務者　並木　亮子
１　決定年月日時　令和８年９月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第１５６号
新潟県長岡市松葉１丁目15番15号　松葉団地市営住宅１号棟113号室
債務者　近藤　　清
１　決定年月日時　令和８年９月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第１９０号
愛知県蒲郡市松原町２番13号
債務者　濱野　恭行
１　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１９６号
愛知県豊橋市北山町37番地６　ユトリロ北山308、申立時の住所愛知県豊橋市柳生町38番地２　ＶｉｌｌａＵｄａｇａｗａ202
債務者　有吉　麻衣
１　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２２４号
愛知県豊川市御津町西方中屋敷118番地３　ディアス雅Ｂ203号
債務者　渡辺　澄人
１　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２３８号
愛知県豊橋市大岩町字本郷１番地の４　雇用促進住宅１棟206号、住民票上の住所愛知県豊橋市大岩町字本郷１番地の４　雇用促進住宅１棟205号
債務者　町田タカシ
１　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１２８号
岡山県浅口市金光町占見80番地３　ラ・ルーチェＡ101
債務者　文箭　和也
１　決定年月日時　令和８年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１２９号
岡山県浅口市金光町占見80番地３　ラ・ルーチェＡ101
債務者　文箭　清夏（旧姓関口）
１　決定年月日時　令和８年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２４７号
岡山県倉敷市連島１丁目10番25号
債務者　小坂　光生
１　決定年月日時　令和８年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２５９号
岡山県倉敷市徳芳217番地２　市営徳芳団地18号
債務者　金沢　美子
１　決定年月日時　令和８年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第７１８号
福岡県遠賀郡水巻町おかの台４番501号
債務者　木村雄一郎
１　決定年月日時　令和８年９月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第７３６号
北九州市小倉北区南丘２丁目15番３―606号
債務者　石井　　努
１　決定年月日時　令和８年９月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第７３８号
北九州市八幡東区上本町２丁目３番13―510号
債務者　中山　英昭
１　決定年月日時　令和８年９月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第７５２号
北九州市小倉北区片野４丁目15番13―409号
債務者　平田　栄一
１　決定年月日時　令和８年９月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６７４２号
東京都大田区石川町２丁目７―19
債務者　石田啓之介
１　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
５　免責審尋期日　令和８年11月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６７４３号
東京都豊島区長崎６丁目35―８―305
債務者　久保太佳義
１　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
５　免責審尋期日　令和８年11月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部